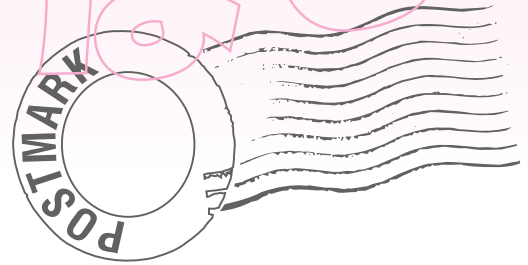


Genki の Navi Navi

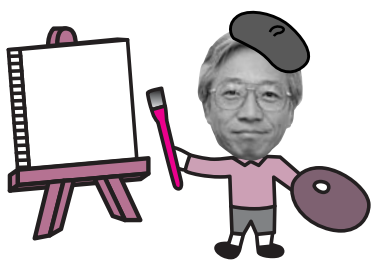
vol.17 12-02
2012年11月号



特集 「消費税増税法成立と改正」

〒635-0074
大和高田市大字市場中町793-4
発行所 辻井賢博税理士事務所 責任者 辻井 賢博

TEL 0745-53-0505~6 FAX 0745-22-9858
E-mail office-tsujii-0@helen.ocn.ne.jp
HP <http://辻井税理士.jp>



今年6月中旬と10月初旬、税理士会の会務で仙台に行く機会を得た。6月。仙台空港からJR仙台駅までは電車で30分ほどの距離だ。車窓から見える風景は、殺風景で延々と広がる空間。津波に流されることを拒んだ建物だけがポツンポツンと残っているのが印象的だった。瓦礫は見えず、どこかに集められたか、処理されたか。そして、10月。何人かで行ったことと時間的にも余裕があったので、少し遠回になるけれど、震災による被災地の復興現状を見ながらJR仙台駅までタクシーで行くことに。タクシーの小窓からは3ヶ月前と少しも変わらない風景が眼前に広がる。

被災地の復興は一向に進んでいないようだ。

東日本大震災の被災地の復興については、平成23年度の3回の補正予算と平成24年度の震災予算と合わせて19兆円の財政投入が見込まれている。そのうち、10兆円が復興債で賄われ、その財源として復興特別所得税、復興特別法人税が制定され、広く国民への負担が求められた。しかしである。2回目の訪問の約2週間後、NHKの報道特集に端を発した復興予算の使い道はこれでいいのかという新聞、テレビを通じての報道には、少々呆れ果てた。沖縄の国道整備事業、反捕鯨団体シーシェパードへの対策費、首都圏の税務署の耐震改修費・・・なんじゃ、これは。政権の幹部たちは、慌てふためき、「使い道を精査する」と宣っておられる。またしても霞が関に・・・。国家の進むべき方向を定め、予算の適正な配分を決定し、予算の適正な執行をチェックするのが国会議員先生方の仕事ではないのですか。霞が関にすべてお任せではね。要するに・・・わたしたち国民は馬鹿にされているのである。

私たち税理士は、我が国の申告納税制度を支える存在であり、国家を歳入面で支える役割を担っている。一人ひとりの国民・納税者と最前線で面と向き合う存在である。国民が自らの納税義務を適正に果たすお手伝いをさせていただいている。が、何とも情けない。そこに課税のための法律がある以上、我々には何もできないという現実がある。復興特別法人税は、平成24年から3年間、基準法人税額の10%。復興特別所得税は、基準所得税額の2.1%の課税であるが、その期間はなんと25年間である。穴のあいたバケツにいくら水を入れても水はたまらない。

ここで、もう一度、日本国憲法を紐解いてみよう。国家の主権者は、誰だろう、一人ひとりの国民である。今、目覚めるべきは、我々一人ひとりの国民なのである。国民に認められた参政権、1票1票が国民の意志なのである。「近いうち」来るべき総選挙、わたしはその重みを噛み締めて、投票に臨みたい。

GENKI NAVI NAVI

特集!! ～消費税増税法成立と改正～

消費税率の2段階引上げを柱とする消費税増税法は、民主、自民、公明の3党合意による修正を経て8月10日に可決、成立しました。修正の結果、当初の法案に盛り込まれていた所得税の最高税率の引上げや、相続税の基礎控除の引下げ等、所得税・相続税関係の部分が削除され、消費税のみの改正となりました。

〔1〕税率の引上げ

平成26年4月1日から	8%	(消費税6.3% 地方消費税1.7%)
平成27年10月1日から	10%	(消費税7.8% 地方消費税2.2%)

消費税の税率引上げにあたっては、工事請負契約やリース契約など一部の取引については経過措置が設けられました。例えば、工事請負契約は次のような経過措置となっています。

- ①平成25年9月30日までの間に工事請負契約を締結し、その契約に係る譲渡等が平成26年4月1日以後になった場合・・・5%の税率が適用されます。
- ②平成25年10月1日から平成27年3月31日までの間に工事請負契約を締結し、その契約に係る譲渡等が平成27年10月1日以後になった場合・・・8%の税率が適用されます。

※ただし経過措置の期限後に対価が増額された場合は、旧税率が適用されるのは増額前の部分に限られます。

〔2〕消費税の免税事業者制度についての改正

①これまでの取扱い

その課税期間の**基準期間**(※)における課税売上高が、**1,000万円以下**の事業者は、原則として課税事業者となることを選択した場合を除き、消費税の**納税義務が免除**されていました。

※**基準期間**とは、法人は原則として前々事業年度、個人事業者は原則として前々年のことを指します。

②改正の内容

これまでの適用要件に加え、**特定期間**(※)の課税売上高が**1,000万円を超えた場合**には、その課税期間は**課税事業者**となります。

なお、課税売上高に代えて、**給与等支払額の合計額**により判定することもできます。

※**特定期間**とは・・・その事業年度の前事業年度開始の日以後6月の期間

個人事業者なら前年1月1日から6月30日

法人なら前事業年度の期首から6ヶ月となります。

③適用開始時期

平成25年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

また、**特定期間**の6ヶ月間の判定期間は、平成24年1月1日から開始となります。

(まとめた図が次のページにあります。)



消費税の免税事業者の要件の見直し

(財務省資料)

改正前

前々期 売上900万円	前期 売上3,000万円	当期 売上3,000万円	翌期
	[免税]	[免税]	課税

当期の扱いは前々期の課税売上高のみで判定
 前期に売上が急増しても、課税事業者となるのは翌期から

改正後

前々期 売上900万円	前期 売上3,000万円	当期 売上3,000万円	翌期
	[免税]	課税	課税

課税売上高が上半期で1,000万円を超える場合には、翌期から課税事業者とする。
 ただし、課税売上高に代えて支払給与の額で判定することもできる。
 ※上記の改正は、その年又はその事業年度が平成25年1月以後に開始するものについて適用する。

〔3〕仕入税額控除における95%ルールの見直し

課税売上割合が95%以上の場合に課税仕入れ等に係る消費税額の全額を仕入税額控除できる制度は、その課税期間の課税売上高が5億円（その課税期間が1年に満たない場合には年換算）以下の事業者に限り適用することになりました。

この改正は、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

～税金クイズ～

次のうち医療費控除の対象となるのはどれ？

- ①薬局で購入したかぜ薬
- ②虫歯の治療費
- ③美容整形手術の費用
- ④人間ドッグや健康診断のための費用
- ⑤予防接種の費用
- ⑥入院費用に含まれる入院患者の食事代
- ⑦通院のための自家用車のガソリン代
- ⑧糖尿病の治療のため、医師の指示により自宅で食事療法を行っている場合の食品の購入費用
- ⑨疲労回復のためにドリンク剤・ビタミン剤を服用している場合の購入費用
- ⑩肩こりの治療用にマグネットを購入した場合の購入費用

答えは7ページへ

復興特別所得税

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、「復興特別所得税を併せて徴収」し、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければなりません。

・給与所得、雑所得（年金など）、事業所得など総合課税の所得だけでなく、株式の配当や公社債・預貯金の利子にも復興特別所得税が課税されます。

	～平成 24 年	平成 25 年～※2
総合課税の所得の税率 (給与所得、雑所得、事業所得)	15%～50% (所得税 5%～40%+住民税 10%)	15.105%～50.84% (所得税 5.105%～40.84% +住民税 10%)
上場株式等の配当の源泉税率	軽減税率 10% (所得税 7%+住民税 3%)	軽減税率 10.147% (所得税 7.147%+住民税 3%)
上場株式等の譲渡所得の税率 (申告不要・申告分離の場合)	軽減税率 10% (所得税 7%+住民税 3%)	軽減税率 10.147% (所得税 7.147%+住民税 3%)
未公開株式等の配当の源泉税率※1	20%(所得税 20%)	20.42%(所得税 20.42%)
預貯金・公社債の利子の源泉税率	20% (所得税 15%+住民税 5%)	20.315% (所得税 15.315%+住民税 5%)

※1・源泉徴収時の税率であり、原則として、確定申告して総合課税となる（少額配当の場合などを除く）。

※2・上場株式等の配当・譲渡所得等については平成 26 年以後、税率が変更される予定です。

所得税額の計算例

例1) 受取利息1,000円を受け取った場合

$$1,000 \div (100\% - 20.315\%) = 1,254 \text{ (1円未満切捨て)}$$

$$\begin{array}{l} \text{国 税、} 1,254 \times 15.315\% = 192 \text{ (1円未満切捨て)} \\ \text{地方税、} 1,254 \times 5\% = 62 \text{ (1円未満切捨て)} \\ \text{よって、} 1,000 + 192 + 62 = 1,254 \end{array}$$

(受取金額) (国税) (地方税) (受取金額)

仕訳	
現預金	1,000 / 受取利息 1,254
法人税等(国)	192 /
法人税等(地)	62 /

例2) 税込52,500円（所得税10%）の顧問料報酬を支払う場合

$$50,000 \times 10.21\% = 5,105$$

(税抜金額) (合計税率)

$$\text{よって、} 52,500 - 5,105 = 47,395$$

(支払報酬) (源泉徴収額) (支払額)

仕訳	
報酬料等52,500	/ 現預金47,395
	/ 預り所得税5,105

★来年1月から給与支払い時の「源泉所得税」にご注意を！！

平成25年1月1日より支払われる給与の税額を求めるときには「平成24年分源泉徴収税額表」以前とは税額が異なりますので、復興特別所得税相当額が含まれている「平成25年分源泉徴収税額表」をご使用いただき、平成25年分の源泉徴収税額を求めてください。

解体新書（遺言書の種類）

遺言書によって、故人の意思が尊重され、遺産の分け方で紛争が起こることを防止できます。遺言書には以下の種類があり、内容が不適格のため無効になることもあるので注意も必要ですが、遺言書により迅速かつ円滑な相続が可能ですので、参考にして下さい。

	公正証書遺言	自筆証書遺言	秘密証書遺言
作成方法	<ul style="list-style-type: none"> 本人と証人2人で公証人役場に行く（病気等の場合は公証人が来てくれる） 証人2人以上の立会いで公証人に遺言の内容を口述。公証人がそれを筆記。遺言者、公証人、証人がそれぞれ署名捺印 	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者が全文、年月日、氏名を自署して押印する 	<ul style="list-style-type: none"> 左と同様に作成（代筆可）、署名。遺言書に押印したのと同じ印で封印 証人2人以上と公証人役場に行き、遺言者、公証人、証人がそれぞれ署名押印
印鑑	<ul style="list-style-type: none"> 本人は実印（印鑑証明が必要） 証人は認印で可 	<ul style="list-style-type: none"> 認印で可（実印が望ましい） 	<ul style="list-style-type: none"> 認印で可（実印が望ましい）
長所	<ul style="list-style-type: none"> 改ざん、紛失の恐れがない（原本は20年間公証人役場に保管） 無効になる恐れがない 	<ul style="list-style-type: none"> 作成が簡単 内容を秘密にできる 費用がかからない 	<ul style="list-style-type: none"> 内容を秘密にできる 改ざんされる恐れがない
短所	<ul style="list-style-type: none"> 手続きが煩雑 費用がかかる 内容を秘密にできない 	<ul style="list-style-type: none"> 改ざん・紛失の恐れがある 発見されない恐れがある 無効になる恐れがある 方式・内容が不適格な恐れがある 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きが煩雑 無効になる恐れがある 方式・内容が不適格な恐れがある
検印の必要	なし	あり	あり
備考	<ul style="list-style-type: none"> 印鑑証明書その他身元確認のための資料や遺産の範囲や相続人の範囲を確認するための登記簿謄本・戸籍謄本が必要 証人2人がいない場合には公証役場で紹介してもらえる 	<ul style="list-style-type: none"> すべてを自書しなければならない。パソコン・ワープロ等では無効です 	<ul style="list-style-type: none"> 内容に関しての秘密は守られる反面、その内容が不適格であるために結局無効となってしまう恐れもある

遺言書作成の際の注意点

- ・秘密証書遺言、公正証書遺言の証人には、推定相続人、受遺者及びその配偶者並びに直系血族はなれません。
- ・不動産の表示は住所表示ではなく、登記簿謄本の通りに記載します。
- ・遺言の取り消しや変更は自由にすることができます。また、遺言が2以上あり前の遺言の内容と後の遺言の内容が矛盾しているときは、その矛盾する部分については、後の遺言が有効になります。
- ・遺留分には注意が必要です。（注）

注1）相続人のために残しておくべき最小限度の財産の割合。遺言に優先する。（民法）

注2）遺留分を侵害した遺言等が当然に無効になるわけではなく、遺留分をもつ相続人が権利行使してはじめて有効となる。

注3）遺留分がある者は配偶者、直系卑属（その代襲相続人）、直系尊属だけが対象になり、兄弟姉妹は対象にはなりません。

Nanto Driving School

奈良県公安委員会指定
ナント自動車学校 (旧五條自動車学校)

〒638-0045
奈良県吉野郡下市町新住170番地の1
TEL 0747-52-5227 FAX 0747-52-5226

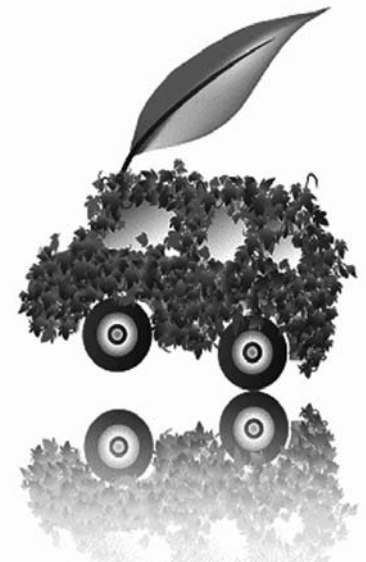
〔会社沿革〕

昭和32年 五條市野原町に五條自動車学校として開校。

平成21年12月21日

五條自動車学校から名称を改めナント自動車学校に変更し、下市町新住へ移転。

免許取ったら
どこへ行く！



ナント自動車学校

今回は代表取締役の福嶋一三男様にお話を伺いました。



Q：元々は五條で自動車学校をされていましたが、吉野の方に移転された理由は？

A：五條よりも地理的に利便性があり、各方面に送迎バスの運行もしやすく、実際にバスの本数も増やし、生徒さんの送迎は良くなりました。

Q：昨今、若者の自動車離れや免許を持たない人たちが増えているみたいですが・・・。

A：昔にくらべ、車や免許がほしいといった時代から「親に言われたから」や「就職に必要なだから」といった生徒さんたちが多いです。だから、中には身の入らない生徒さんもいますね・・・。ですが、生徒さんの安全な運転が大事なので、しっかり教習を受けて頂くよう心掛けています。





二輪シミュレーター

Q：生徒募集のため工夫などされているところを教えてください。

A：まずは、ホームページを開設したことです。他には、生徒のご紹介をして頂くと紹介者の方にプレゼントを差し上げています。

それと、五條の時には休止していた二輪教習を再開しました。そのために、以前から持っていた四輪のシミュレーター以外に二輪のシミュレーターを導入いたしました。

シミュレーターのおかげで、実際には行えない危険予測の教習なども体験できますので、運転技術の向上に役立っています。

Q：自動車学校として取り組んでおられることがあれば教えてください。

A：自動車学校は公益性が高い業種だと思っていますので、地域貢献のため自動車学校だから出来るコースを使った体験型講習をボランティアで行っています。先日も地域の高校の原動機付自転車講習を行いましたし、他にも車に関係する職業の方の為の講習なども行っています。



Q：指導員の教育など大変ですね。

A：指導員は年間約40時間の研修が義務付けられています。他にも指導員の技能大会などもあるので出場しています。大変ですが、指導員のレベルアップにもなりますし、地域密着型の企業を目指していますので、地域の交通安全のために役に立てればと思っています。

Q：最後に、この仕事のやりがいなど教えてください。

A：卒業生から「安全運転を心掛けて事故など起こしていません」といった手紙を頂いたり、感謝の言葉を言って頂いた時には、日頃から心掛けている親切・丁寧が伝わり生徒さんたちの安全運転にも繋がっていることに、やりがいを感じています。

奈良県中南部という過疎化が進む地域にあって、交通安全の普及を旗印に頑張る「ナント自動車学校」さんには頭が下がります。これからも地域のために力を注いでいただきたい。

(税理士 辻井 賢博)

～新入職員のご紹介～

7月から勤務することになりました松田です。

会計事務所に勤めるのは初めてで、覚えなといけないことばかりですが、新しいことを学べてとても楽しいです。まだまだ至らない点ばかりですが、たくさん勉強して丁寧で的確に皆さまをサポートできるようになりたいと思っています。

どうぞよろしくお願いいたします。



松田 智子

[3ページのクイズの答えは、①、②、⑥です]



私たちの業務のご紹介

私ども税理士事務所は、税務、会計に関する業務を中核に、お客様の日常的に発生する諸問題を
お客様と一緒に受け止め、悩み、考え、解決する集団です

お客様の健全な継続と発展のために、コンプライアンスを掲げ、危機管理にも配慮しつつ
お客様の事業努力の成果としての適正な決算・申告等のお手伝いをします

お客様の事業継承及び財産継承のお手伝いをいたします

(業務内容)

1. 個人の方、法人の方の所得税や法人税の申告相談、
決算報告書の作成、各種確定申告書の作成などを
いたします
2. 相続税や贈与税の申告相談などをいたします
3. スムーズな事業継承や財産継承のための事前の対
策のお手伝いをいたします
4. 危機管理の一環としての保険指導をいたします



私ども税理士事務所では、特に営業というセクションは設けており
ません

わたくしどもは、職員の一人ひとりが自分の仕事を確実に誠意をも
って実践することが、信用であり、営業であると信じております
ご信頼をいただくことのできたお客様からの新たな関与先のご紹介
こそがわたくしどもの営業であり、わたくしどもの誇りであると思
えます

お客様からのご紹介、歓迎いたしております

辻井税理士事務所は、地域にあって、お客様の視点で、お客様と共に、グローバル
な観点から、お客様をしっかりとお支えする税理士事務所です

平成24年度「年末調整事務」講習会のご案内

来る平成24年12月7日（金）、午後1時30分より大和高田経済会館にて、
平成24年度給与所得者の年末調整事務講習会を開催いたします。参加人員
は問いません。参加費も無料です。詳しくは別紙をご参照下さい。



事務所からのお願い

所得税・消費税の確定申告時期は、贈与税の確定申告も行われることとなっております。この時期は、私ども
税理士事務所は、一年で最も忙しい時期を迎えます。そのため、自社株式の評価額計算及び不動産の評価額計算
につきましては、財産の事前評価依頼書により申し込みをしていただくこととなっております。誠に勝手ながら
申込依頼書の締切日は毎年11月30日とさせていただきます。

お早めの御連絡をお待ちしております。